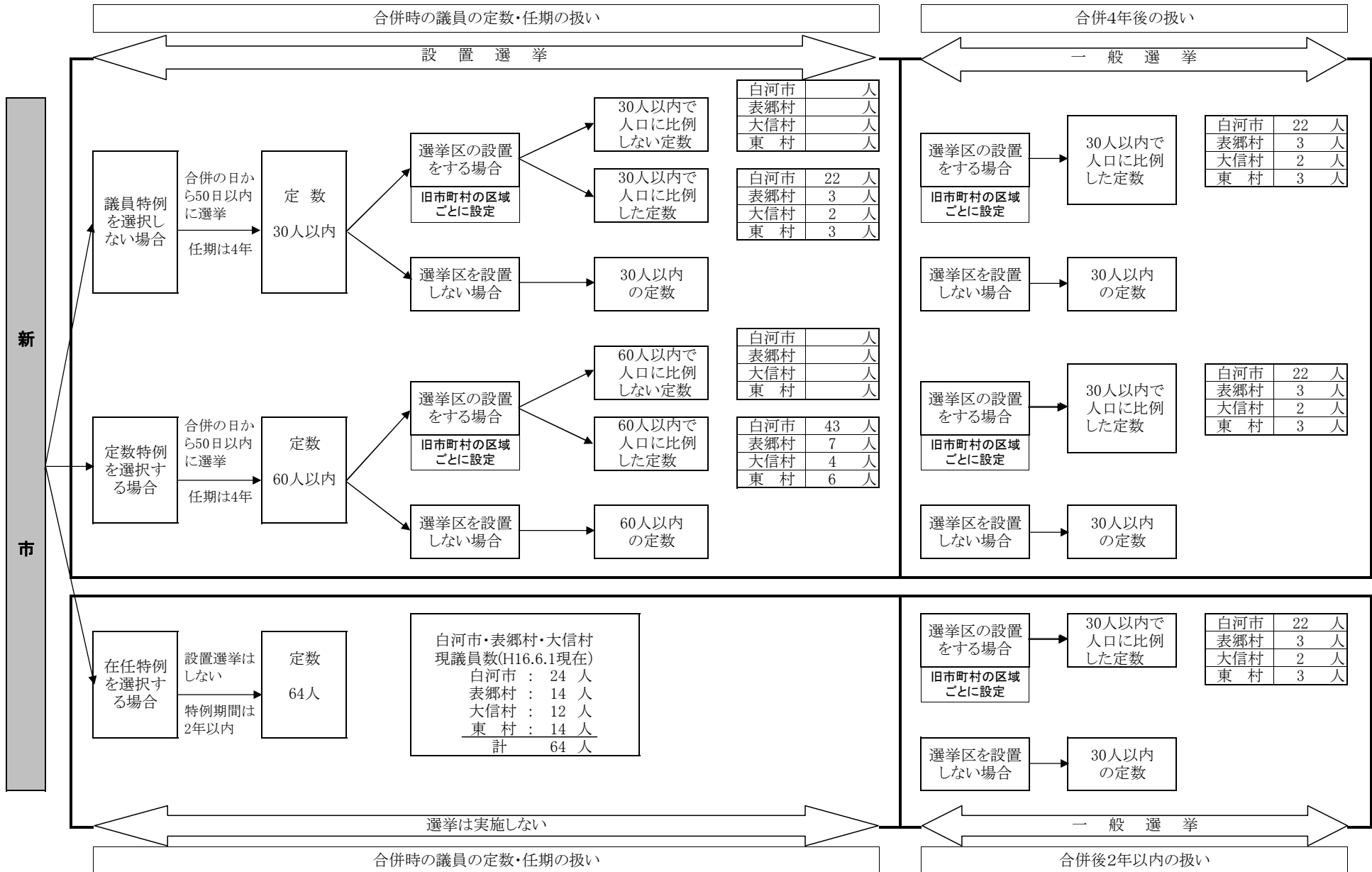


## 議会の議員の定数等に関する小委員会資料

- 資料1 合併特例法の選択肢について（第6回小委員会）
- 資料2 合併特例法第7条（在任特例）の適用について（第6回小委員会）
- 資料3 他協議会における在任特例期間の設定理由一覧表（第4回小委員会）
- 資料4 合併後解散請求等により議会が解散又は議員が辞職した事例（第2回小委員会）
- 資料5 新市の議会議員選挙における選挙区設定の場合の定数試算（第7回小委員会）
- 資料6 選挙区設定事例（南相馬合併協議会）（第7回小委員会）
- 資料7 議員報酬等試算（第2回小委員会）

当該資料については、第9回合併協議会における協議の内容が「在任特例の適用の有無」についてであることから、協議の方向を統一するため、小委員会資料を整理、集約しました。

□合併特例法の選択肢について



合併特例法第7条(在任特例)の適用について〔合併期日を平成17年11月1日と仮定した場合〕

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
		H17.11.1 (合併予定)		H19.4.30 (一般選挙)		
	← 合併前在任期間 (現員定数 64人)		← 在任特例期間(1年6ヶ月) (特例定数 64人)		← 在任特例後残期間 (法定定数 30人)	
白河市		H17.5.10 (6ヵ月)			(2年1ヶ月)	H21.5.9
	← 任期: H17.5.10 ~ H21.5.9 (4年)					
表郷村	H16.2.1				H20.1.31	
	← (1年9ヵ月)			← (9ヶ月)		
	← 任期: H16.2.1 ~ H20.1.31 (4年)					
大信村	H16.4.10				H20.4.9	
	← (1年7ヵ月)			← (12ヶ月)		
	← 任期: H16.4.10 ~ H20.4.9 (4年)					
東村	H16.2.8				H20.2.7	
	← (1年9ヵ月)			← (10ヶ月)		
	← 任期: H16.2.8 ~ H20.2.7 (4年)					

## 他協議会における在任特例期間の設定理由一覧表

	現在の市町名	合併関係市町村	合併時の議員の任期	残り期間	合併日	在任特例延長期間	特例期間設定理由	備考
県外	加美町 (宮城県)	中新田町			平成15年4月1日	2年	制度上、町長が失職するため、合併を進めてきたもう一方の車輪である議会議員が、合併後の過渡期の一定期間在職し、合併協議の経過を踏まえて、新町の事務事業執行に対して責任を持つことが不可欠である。新町の予算及び決算の審査を通じて、新町の事務事業執行に責任を持ち、さらに地域の声を反映させることを考慮すると、合併1年目の決算審査(平成16年9月)を踏まえた3年目の予算審査(平成17年3月)まで行うことが適当であり、在任期間としては2年が適当である。	-
		小野田町						
		宮崎町						
	安来市・広瀬町・伯太町合併協議会 (島根県)	安来市	平成17年11月8日	1年1ヶ月	平成16年10月1日	1年1ヶ月	合併後約1年後の9月定例会における補正予算等の審議までは、合併議論の経緯をよく知っている3市町の現在の議員で審議する必要が重要と考えられる。在任期間を1年以内に区切ると在任期間終了に伴う合併後最初の市議会選挙が9月になり、補正予算等を審議する市議会との調整がかなり難しくなると想定される。また、多くの合併後の調整とされた項目についても十分な時間をかけて具体的な方向づけを行って、これまでの経緯を知った議員がチェックする必要があるため。	協議終了
		広瀬町	平成19年2月11日	2年4ヶ月				
		伯太町	平成16年11月30日	2ヶ月				
	北魚沼6か町村合併協議会 (新潟県)	堀之内町	平成19年4月30日	2年6ヶ月	平成16年11月1日	1年6ヶ月	新市建設計画の円滑な実行とその推移を見守るためには、合併後1会計年度を経過する必要があるため、これにより新市の予算及び決算を検証する必要があるため。 合併特例法第7条第1項第1号に規定する背景には、合併後も引き続き合併町村の議会であることを一定期間保証することにより、その意見を合併町村の事務・事業の遂行に反映させることを想定した激変緩和の措置であり、法律で規定される2年以内の在任期間を有効に活用しながら、行政制度の緩やかに移行する必要があるため。 山間へき地、中山間地域にあって、住民の議会議員への依存度も高い。合併による各種行政制度(サービス)の変革期をスムーズに移行するためには、行政が安定する一定期間、議員として見守っていく必要がある。 統一地方選挙の年ではないが、春の選挙となり適期である。	協議終了
		小出町	平成19年4月30日	2年6ヶ月				
		湯之谷村	平成19年4月29日	2年6ヶ月				
		広神村	平成19年4月29日	2年6ヶ月				
		森門村	平成17年9月5日	10ヶ月				
		入広瀬村	平成19年4月30日	2年6ヶ月				
黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会 (栃木県)	黒磯市			平成17年1月1日	4ヶ月	在任特例期間については、風潮を踏まえ、出来る限り短期間の設定ということで協議が進んだ。現議員には、新市最初の予算編成に当たる3月定例会を最後に、責務を終えていただくことで了承を得た。	協議終了	
	西那須野町							
	塩原町							
総社市・山手村・清音村合併協議会 (岡山県)	総社市	平成18年5月1日	1年2ヶ月	平成17年3月22日	1年2ヶ月	現議員は、ある程度の期間、特に旧村卒の声を新市に引き続き反映させるべきであり、新市建設計画や合併協定が適切に実施されるかどうか見守る責任がある理由から、総社市の議員の任期を考慮し、在任期間を最低限の1年2ヶ月とする。	協議終了	
	山手村	平成19年4月30日	2年2ヶ月					
	清音村	平成19年4月29日	2年2ヶ月					

### 他協議会における在任特例期間の設定理由一覧表

	現在の市町名	合併関係市町村	合併時の議員の任期	残り期間	合併日	在任特例延長期間	特例期間設定理由	備考
県 外	本荘由利一市 七町合併協議 会（秋田県）	本荘市	平成19年4月29日	2年2ヶ月	平成17年3月22日	7ヶ月	<p>現議員は、1市7町の住民の意見を合併後の新市の行政的に的確に反映させ、新市まちづくり計画の実施を基礎とした各種施策を適切に実行していくことが一体感のあるまちづくりを円滑に進めていく上で重要な役割を担う。また、新市スタート時には、新市長は不在となり、選挙されるまでの期間は、議員の立場で行政に参画する必要性などを考慮すると、合併協議に携わった議員が一定期間引き続き在任することが望ましいとのことから、在任特例を適用するものである。</p> <p>また、合併協議で執行された1市7町の16年度会計決算について、現議員に審議をしていただくことが、新市の均衡ある振興整備につながるものと判断し、在任特例期間を平成17年10月31日までとしたもの。</p>	協議終了
		矢島町	平成19年4月29日	2年2ヶ月				
		岩城町	平成20年7月27日	3年5ヶ月				
		由利町	平成19年12月7日	2年9ヶ月				
		大内町	平成17年9月29日	6ヶ月				
		東由利町	平成20年7月22日	3年5ヶ月				
		西目町	平成19年4月30日	2年2ヶ月				
		鳥海町	平成20年3月30日	3年				
	大曲仙北合併 協議会（秋田 県）	大曲市	平成19年5月2日	2年2ヶ月	平成17年3月22日	6ヶ月	<p>新市誕生時の状況（市長不在時の臨時議会、そして市長選挙の期間、さらには新執行部による17年度予算編成期間、定例議会における審議期間、旧市町村の決算審査期間等）を考慮し、先送り協定項目の検討審議を可能なかぎり速やかに行う期間として、議員の在任期間を平成17年9月30日までとするものである。</p>	協議終了
		神岡町	平成20年3月30日	3年1ヶ月				
		西仙北町	平成20年2月29日	2年11ヶ月				
		中仙町	平成19年11月2日	2年8ヶ月				
		共和町	平成20年3月30日	3年1ヶ月				
		南外村	平成20年3月30日	3年1ヶ月				
		仙北町	平成20年3月30日	3年1ヶ月				
太田町		平成20年3月30日	3年1ヶ月					

### 他協議会における在任特例期間の設定理由一覧表

	現在の市町名	合併関係市町村	合併時の議員の任期	残り期間	合併日	在任特例延長期間	特例期間設定理由	備考
県内	田村地方5町村合併協議会	滝根町	平成19年4月29日	2年2ヶ月	平成17年3月1日	1年2ヶ月	議員の責務として新市の行政運営において、3月定例会の新年度予算編成を行い、次年度の道筋をつけ、新たな議会構成をすることが妥当であるとの考え。	協議終了
		大越町	平成19年4月29日	2年2ヶ月				
		都路村	平成19年4月29日	2年2ヶ月				
		常葉町	平成20年1月31日	2年11ヶ月				
		船引町	平成19年11月30日	2年9ヶ月				
	両沼5町村合併協議会	会津坂下町	平成20年3月31日	2年5ヶ月	平成17年11月1日	6ヶ月	現議員が新市の3月定例会で新年度予算編成を行うことが望ましい。 また、小委員会等で、在任の期間については、短期間（1年以内）という方向性で意見がまとまっていたので、議員が協議会における調整事項の確認していく期間として踏まえても6ヶ月程度が妥当である。	協議終了
		柳津町	平成20年3月30日	2年5ヶ月				
		三島町	平成20年5月10日	2年7ヶ月				
		金山町	平成19年12月21日	2年2ヶ月				
		昭和村	平成19年4月29日	1年6ヶ月				
	南相馬合併協議会	飯館村	平成17年9月29日	-	平成17年9月26日	9ヶ月	現議員には、合併年度最初の12月定例議会、新年度当初予算を編成する3月定例議会、新年度予算の執行状況を確認する6月定例議会について、予算を含めて新たなまちづくりのスタートを最低限度見届ける責任があるため。	協議中
		小高町	平成19年2月28日	1年6ヶ月				
		鹿島町	平成19年4月27日	1年7ヶ月				
		原町市	平成19年3月3日	1年6ヶ月				

□合併後解散請求等により議会が解散又は議員が辞職した事例

新市名	概要及び調整方針				解散又は辞職に至る経緯																									
<p>東かがわ市 (香川県)</p> <p>H15.4.1 (新設)</p>	<p>[概要]</p> <table border="1" data-bbox="412 339 1140 571"> <thead> <tr> <th></th> <th>引田町</th> <th>白鳥町</th> <th>大内町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>8,635 人</td> <td>12,965 人</td> <td>16,160 人</td> </tr> <tr> <td>法定定数</td> <td>22 人</td> <td>26 人</td> <td>26 人</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>14 人</td> <td>14 人</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>H11.4.30 ～ H15.4.29</td> <td>H11.8.12 ～ H15.8.11</td> <td>H11.4.30 ～ H15.4.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>[合併協定内容] ・町議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年3月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。(在任特例) ※報酬については3町の現行報酬。</p>					引田町	白鳥町	大内町	人口	8,635 人	12,965 人	16,160 人	法定定数	22 人	26 人	26 人	条例定数	14 人	14 人	16 人	任期	H11.4.30 ～ H15.4.29	H11.8.12 ～ H15.8.11	H11.4.30 ～ H15.4.29	<p>東かがわ市は、引田町、白鳥町、大内町の3町が合併して平成15年4月1日に誕生した。合併がなければ大内、引田両町議はその4月で、白鳥町議も同年8月で任期満了だったが、合併特例法の「在任特例」を適用し、3町議計42人がそのまま市議になった。</p> <p>住民団体は「42人がそのまま市議であることは、歳出削減を目的とする合併の意義に反する。」として、市議会の解散を求めて署名活動をし、有権者のうち住民投票に必要な3分の1を上回る署名で、解散を問う住民投票に持ち込んだ。市議会解散の賛否を問う住民投票は、10月26日投開票され、賛成1万5170票、反対1292票となり、この結果を受け市議会は解散した。出直し選挙は11月23日投開票、定数24人で行われた。</p>					
	引田町	白鳥町	大内町																											
人口	8,635 人	12,965 人	16,160 人																											
法定定数	22 人	26 人	26 人																											
条例定数	14 人	14 人	16 人																											
任期	H11.4.30 ～ H15.4.29	H11.8.12 ～ H15.8.11	H11.4.30 ～ H15.4.29																											
<p>周南市 (山口県)</p> <p>H15.4.21 (新設)</p>	<p>[概要]</p> <table border="1" data-bbox="412 802 1328 1034"> <thead> <tr> <th></th> <th>徳山市</th> <th>新南陽市</th> <th>熊毛町</th> <th>鹿野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>104,672 人</td> <td>32,153 人</td> <td>16,038 人</td> <td>4,520 人</td> </tr> <tr> <td>法定定数</td> <td>36 人</td> <td>30 人</td> <td>26 人</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>28 人</td> <td>22 人</td> <td>18 人</td> <td>14 人</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>H11.5.1 ～ H15.4.30</td> <td>H13.10.15 ～ H17.10.14</td> <td>H13.4.1 ～ H17.3.31</td> <td>H11.4.30 ～ H15.4.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>[合併協定内容] ・2市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。(在任特例) ※報酬については2市2町の現行報酬。(新市において、徳山市の報酬(最高額)とすることで条例可決。)</p>					徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	人口	104,672 人	32,153 人	16,038 人	4,520 人	法定定数	36 人	30 人	26 人	16 人	条例定数	28 人	22 人	18 人	14 人	任期	H11.5.1 ～ H15.4.30	H13.10.15 ～ H17.10.14	H13.4.1 ～ H17.3.31	H11.4.30 ～ H15.4.29	<p>周南市は、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の2市2町が合併して平成15年4月21日に誕生した。合併特例法の「在任特例」で4市町の78議員がそのまま市議となった。報酬は当初、旧市町の報酬であったが、最高の徳山市(月額44万5千円)と最低の鹿野町(月額18万9千円)で格差が2.4倍になっていた。合併前の「法定合併協議会」(法定協)では、最も高かった旧徳山市議に統一する「引き上げ」を前提に協議が進められていた。</p> <p>一方、合併後の15年8月、市長の諮問機関「市特別職報酬等審議会」は、「現行通り」の格差を容認する答申をしたが、結局、市長は「市特別職報酬等審議会」の答申を採用せず、旧徳山市議に統一する条例改正案を15年12月の議会に提出した。議会は、この案から10%減額した改正案を可決した。</p> <p>この報酬の高額改定を巡り、反発した住民グループが議会解散請求の署名運動を開始し、有権者のうち住民投票に必要な3分の1を上回る署名で、市議会の解散の是非を問う住民投票に持ち込んだ。住民投票は5月16日投開票され、解散賛成5万2120票に対し、反対5504票と10倍近い大差となり、この結果を受け市議会は解散した。出直し選挙は6月13日告示、20日投開票の日程で定数34人で行われた。</p>
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町																										
人口	104,672 人	32,153 人	16,038 人	4,520 人																										
法定定数	36 人	30 人	26 人	16 人																										
条例定数	28 人	22 人	18 人	14 人																										
任期	H11.5.1 ～ H15.4.30	H13.10.15 ～ H17.10.14	H13.4.1 ～ H17.3.31	H11.4.30 ～ H15.4.29																										

<p>千曲市 (長野県)</p> <p>H15.9.1 (新設)</p>	<p>[概要]</p> <table border="1" data-bbox="412 252 1140 485"> <thead> <tr> <th></th> <th>更埴市</th> <th>上山田町</th> <th>戸倉町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>39,402 人</td> <td>6,821 人</td> <td>18,326 人</td> </tr> <tr> <td>法定定数</td> <td>30 人</td> <td>22 人</td> <td>26 人</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>22 人</td> <td>16 人</td> <td>18 人</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>H10.1.31 ～ H14.1.30</td> <td>H11.10.1 ～ H15.9.30</td> <td>H11.10.1 ～ H15.9.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>[合併協定内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1市2町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。(在任特例)</li> <li>※更埴市の報酬に統一</li> <li>・ 新市発足後、最初に行われる選挙の際の議会議員の定数は28人とする。</li> </ul>		更埴市	上山田町	戸倉町	人口	39,402 人	6,821 人	18,326 人	法定定数	30 人	22 人	26 人	条例定数	22 人	16 人	18 人	任期	H10.1.31 ～ H14.1.30	H11.10.1 ～ H15.9.30	H11.10.1 ～ H15.9.30	<p>千曲市は、更埴市、上山田町、戸倉町の3市町が合併して平成15年9月21日に誕生した。合併特例法の「在任特例」で3市町の56人がそのまま市議となった。しかし、「合併特例法の在任特例を適用し、旧議員がそのまま市議になったのはおかしい。」などとして、住民グループ「千曲市議会解散を求める会」が5月28日、市議会解散を問う住民投票の実施を市選管に直接請求した。同会は有権者の3分の1(1万7362人)を上回る1万9738人の署名を提出した。この結果、7月11日に議会解散を問う住民投票の実施が決まっていたが、6月15日全議員47人が辞職したため、住民投票は中止となった。議員総辞職に伴う出直し市議選は7月18日告示、25日投開票、定数24人で行われることが決まった。</p>																						
	更埴市	上山田町	戸倉町																																									
人口	39,402 人	6,821 人	18,326 人																																									
法定定数	30 人	22 人	26 人																																									
条例定数	22 人	16 人	18 人																																									
任期	H10.1.31 ～ H14.1.30	H11.10.1 ～ H15.9.30	H11.10.1 ～ H15.9.30																																									
<p>南アルプス市 (山梨県)</p> <p>H15.4.1 (新設)</p>	<p>[概要]</p> <table border="1" data-bbox="412 742 1328 1206"> <thead> <tr> <th></th> <th>八田村</th> <th>白根町</th> <th>芦安村</th> <th>若草町</th> <th>櫛形町</th> <th>甲西町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>7,016 人</td> <td>19,247 人</td> <td>613 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法定定数</td> <td>18 人</td> <td>22 人</td> <td>12 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>16 人</td> <td>20 人</td> <td>10 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>H14.6.8 ～ H18.6.7</td> <td>H11.4.30 ～ H15.4.29</td> <td>H13.11.13 ～ H17.11.12</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11,105 人 22 人 16 人 H15.3.11 ～ H19.3.10</td> <td>18,920 人 22 人 18 人 H12.3.3 ～ H16.3.2</td> <td>13,215 人 22 人 16 人 H13.10.12 ～ H17.10.11</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[合併協定内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号規定を適用し、平成17年2月28日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。(在任特例)</li> <li>※報酬については6町村の現行報酬。</li> </ul>		八田村	白根町	芦安村	若草町	櫛形町	甲西町	人口	7,016 人	19,247 人	613 人				法定定数	18 人	22 人	12 人				条例定数	16 人	20 人	10 人				任期	H14.6.8 ～ H18.6.7	H11.4.30 ～ H15.4.29	H13.11.13 ～ H17.11.12						11,105 人 22 人 16 人 H15.3.11 ～ H19.3.10	18,920 人 22 人 18 人 H12.3.3 ～ H16.3.2	13,215 人 22 人 16 人 H13.10.12 ～ H17.10.11			<p>南アルプス市は、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の4町2村が合併して、平成15年4月1日に誕生した。合併特例法の「在任特例」を平成17年2月28日までの1年11カ月間適用することを決め、旧町村議員93人がそのまま市議になった。このためマンモス議会となり、「合併効果が得られない。」と市民の反発が強まり、平成16年2月9日に議員在任期間の短縮と定数のあり方を検討する「合併特例議員任期と議員定数を考える会」を87人の市議の参加により発足した。その後、市議会は平成17年2月28日までの任期を4ヶ月短縮し、9月議会終了時に自主解散することを決めた。なお、自主解散する場合は、4分の3以上の議員が出席し、5分の4以上の同意が必要である。</p>
	八田村	白根町	芦安村	若草町	櫛形町	甲西町																																						
人口	7,016 人	19,247 人	613 人																																									
法定定数	18 人	22 人	12 人																																									
条例定数	16 人	20 人	10 人																																									
任期	H14.6.8 ～ H18.6.7	H11.4.30 ～ H15.4.29	H13.11.13 ～ H17.11.12																																									
		11,105 人 22 人 16 人 H15.3.11 ～ H19.3.10	18,920 人 22 人 18 人 H12.3.3 ～ H16.3.2	13,215 人 22 人 16 人 H13.10.12 ～ H17.10.11																																								



四国中央市 (愛媛県) H16.4.1 (新設)	[概 要]				四国中央市は、川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村の2市1町1村が合併して、平成16年4月1日に誕生した。合併特例法の「在任特例」を平成18年2月28日までの1年11カ月間適用することを決め、旧市町村議員68人がそのまま市議になった。 市議68人が在任特例で1年11カ月間もとどまるのは行財政改革に逆行するとして、四国中央市の市民グループ「明るい四国中央市を創(つく)る会」は9月14日、本請求に必要な有権者の3分の1(2万5714人)を大きく上回る4万3271人分の署名簿を市選管に提出した。リコール運動を受け、同市議会は10月の自主解散を軸に調整を進めている。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>川之江市</th> <th>伊予三島市</th> <th>土居町</th> <th>新宮村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 口</td> <td>38,126 人</td> <td>36,832 人</td> <td>17,560 人</td> <td>1,808 人</td> </tr> <tr> <td>法定定数</td> <td>26 人</td> <td>26 人</td> <td>22 人</td> <td>12 人</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>22 人</td> <td>22 人</td> <td>18 人</td> <td>12 人</td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>H14.12.4 ～ H18.12.3</td> <td>H14.12.5 ～ H18.12.4</td> <td>H14.2.22 ～ H18.2.21</td> <td>H13.1.25 ～ H17.1.24</td> </tr> </tbody> </table>		川之江市	伊予三島市		土居町	新宮村	人 口	38,126 人	36,832 人	17,560 人	1,808 人	法定定数	26 人	26 人	22 人	12 人	条例定数	22 人	22 人	18 人	12 人	任 期	H14.12.4 ～ H18.12.3	H14.12.5 ～ H18.12.4	H14.2.22 ～ H18.2.21	H13.1.25 ～ H17.1.24	
	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村																								
人 口	38,126 人	36,832 人	17,560 人	1,808 人																								
法定定数	26 人	26 人	22 人	12 人																								
条例定数	22 人	22 人	18 人	12 人																								
任 期	H14.12.4 ～ H18.12.3	H14.12.5 ～ H18.12.4	H14.2.22 ～ H18.2.21	H13.1.25 ～ H17.1.24																								
[合併協定内容] ・市町村の合併に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規程を適用し、合併後1年11カ月間引き続き新市の議会議員として在任する。 ・議会議員の定数は、30人とする。																												

## 新市の議会議員選挙における選挙区設定の場合の定数試算

### 1. 人口に比例した場合 【人口比例30人】

選挙区名	国勢調査人口 (A)	議員1人あたり人口 (B)	定数配当基準数 (A) / (B)	議員定数 (C)	選挙区別議員1人あたり人口 (A) / (C)	1票の格差
白河選挙区	47,685	2,201	21.6652	22	2,167	1.0813
表郷選挙区	7,464		3.3912	3	2,488	1.2415
大信選挙区	4,886		2.2199	2	2,443	1.2191
東選挙区	6,013		2.7319	3	2,004	1.0000
計	66,048				30	2,201

### 2. 均等割と人口比例を併用した場合 (1) 【均等割 各市村1人、人口比例26人】

選挙区名	国勢調査人口 (A)	議員1人あたり人口 (B)	均等割 (C)	定数配当基準数 (A) / (B)	人口比例数 (D)	議員定数 (E (C + D))	選挙区別議員1人あたり人口 (A) / (E)	1票の格差
白河選挙区	47,685	2,540	1	18.7736	19	20	2,384	1.4644
表郷選挙区	7,464		1	2.9386	3	4	1,866	1.1462
大信選挙区	4,886		1	1.9236	2	3	1,628	1.0000
東選挙区	6,013		1	2.3673	2	3	2,004	1.2310
計	66,048			4		26	30	2,201

本地域において均等割を2とした場合は、1票の格差が2倍を超えることになります。

選挙区設定事例(南相馬合併協議会)

市町村名	人口	定数	均等割	人口割(少数 点第2位)	人口割	議席合計	1議員当たり 人口	1票の格差
飯館村	7,093		3	1.55	1	4	1,773	1.000
小高町	13,756		3	3.01	3	6	2,293	1.293
鹿島町	12,740		3	2.79	3	6	2,123	1.197
原町市	48,750		3	10.66	11	14	3,482	1.964
計	82,339	30	12		18	30		

1票の格差が2倍を超えない範囲を基本として、均等割3を設定することとした。ただし、飯館村の動向によっては変化することとなる。

# 議員報酬等試算

## 1. 4市村の現況

市村名	議員定数	月額報酬			月額報酬 a	年額報酬 b	共済費 (年額) c	期末手当 (年額) d	合計 (年額) b+c+d
		議長	副議長	議員					
白河市	24	463,000	406,000	385,000	9,339,000	112,068,000	11,796,000	36,983,000	160,847,000
表郷村	14	311,000	249,000	225,000	3,260,000	39,120,000	4,260,000	12,372,000	55,752,000
大信村	12	311,000	249,000	225,000	2,810,000	33,720,000	3,648,000	10,664,000	48,032,000
東村	14	311,000	249,000	225,000	3,260,000	39,120,000	4,260,000	12,372,000	55,752,000
合計	64				18,669,000	224,028,000	23,964,000	72,391,000	320,383,000

【備考】	共済費	白河市	$390,000円 \times 10.5/100 \times 議員定数$	期末手当	白河市	6月	月額報酬 $\times 1.6 \times 1.2$	12月	月額報酬 $\times 1.7 \times 1.2$
		表郷村	$230,000円 \times 11/100 \times 議員定数$			表郷村	月額報酬 $\times 1.6 \times 1.15$	表郷村	月額報酬 $\times 1.7 \times 1.15$
		大信村	$230,000円 \times 11/100 \times 議員定数$			大信村	月額報酬 $\times 1.6 \times 1.15$	大信村	月額報酬 $\times 1.7 \times 1.15$
		東村	$230,000円 \times 11/100 \times 議員定数$			東村	月額報酬 $\times 1.6 \times 1.15$	東村	月額報酬 $\times 1.7 \times 1.15$

## 2. 試算

### 【ケース1】特例を適用しない場合

- 《条件》 ・新市の議員の報酬を白河市の報酬に統一し、特例を適用しない場合  
 ・積算期間 10年(定数30人)

1. 議員報酬	2. 期末手当	3. 共済費
・議長 463,000円*1人*12ヶ月 = 5,556,000 円/年	・6月 11,649,000円*1.6*1.2 = 22,366,000 円	・390,000円*10.5/100*30人*12ヶ月 =
・副議長 406,000円*1人*12ヶ月 = 4,872,000 円/年	・12月 11,649,000円*1.7*1.2 = 23,764,000 円	14,742,000 円/年
・議員 385,000円*28人*12ヶ月 = 129,360,000 円/年		
計(①) 139,788,000 円/年	計(②) 46,130,000 円	計(③) 14,742,000 円/年
(① + ② + ③) *10年 =	2,006,600,000 円	
合計		2,006,600,000 円

【ケース2】 在任特例適用(1年6ヶ月)の場合

《条件》 ・在任特例期間の報酬を現市村の報酬とし、在任特例後の報酬を白河市の報酬に統一した場合  
 ・積算期間 10年(在任特例期間1年6ヶ月・定数64人、在任特例後8年6ヶ月・定数30人)

[在任特例期間](1年6ヶ月)	
○議員報酬(共済費含む)	○期末手当
・白河市 10,322,000円*18ヶ月 = 185,796,000 円	・白河市 17,931,000円(6月)+19,052,000円(12月)*2回 = 56,035,000 円
・表郷村 3,615,000円*18ヶ月 = 65,070,000 円	・表郷村 5,999,000円(6月)+6,374,000円(12月)*2回 = 18,747,000 円
・大信村 3,114,000円*18ヶ月 = 56,052,000 円	・大信村 5,171,000円(6月)+5,494,000円(12月)*2回 = 16,159,000 円
・東村 3,615,000円*18ヶ月 = 65,070,000 円	・東村 5,999,000円(6月)+6,374,000円(12月)*2回 = 18,747,000 円
計(①) 371,988,000 円	計(②) 109,688,000 円
	① + ② = 481,676,000 円(③)
[在任特例後](8年6ヶ月)	
○議員報酬(8年6ヶ月分)	
・(特例を適用しない場合・[10年分]) - (特例を適用しない場合・[1年6ヶ月分])	
2,006,600,000円 - {12,878,000円*18ヶ月 + (23,764,000円*2回 + 22,366,000)} = 1,704,902,000円 (④)	
③ + ④ = 2,186,578,000 円	
<b>合計 2,186,578,000 円</b>	

3. 試算比較

(単位:円)

	4市村現行	ケース1 特例適用なし	ケース2 在任特例適用(1年6ヶ月)
報酬	3,203,830,000	2,006,600,000	2,186,578,000
議員数	64	30	64(30)

※積算期間は10年。

※( )の数字については、在任特例期間適用後の議員定数。

[現行との比較]

(単位:円)

現行	区分	比較
4市村合計 3,203,830,000	ケース1 特例適用なし	△ 1,197,230,000
	ケース2 在任特例適用 (1年6ヶ月)	△ 1,017,252,000

[ケース1との比較]

(単位:円)

ケース1	ケース2	比較
ケース1 特例適用なし	ケース2 在任特例適用 (1年6ヶ月)	179,978,000
2,006,600,000	2,186,578,000	

□議員任期残期間報酬

(在任特例適用(1年6ヶ月)の場合)

《条件》 ・現市村の報酬額で試算

・積算期間 議員任期期間4年、在任特例期間1年6ヶ月

・残期間 白河市:2年1ヶ月 表郷村:9ヶ月 大信村:12ヶ月 東村:10ヶ月

[残期間報酬]

○議員報酬

・白河市 9,339,000円\*25ヶ月 = 233,475,000 円

・表郷村 3,260,000円\*9ヶ月 = 29,340,000 円

・大信村 2,810,000円\*12ヶ月 = 33,720,000 円

・東 村 3,260,000円\*10ヶ月 = 32,600,000 円

○期末手当

・白河市 17,931,000円(6月)\*2回+19,052,000円(12月)\*2回= 73,966,000 円

・表郷村 5,999,000円(6月)+6,374,000円(12月)= 12,373,000 円

・大信村 5,171,000円(6月)+5,494,000円(12月)= 10,665,000 円

・東 村 5,999,000円(6月)+6,374,000円(12月)= 12,373,000 円

市村名	残期間報酬額
白河市	307,441,000
表郷村	41,713,000
大信村	44,385,000
東村	44,973,000
合計	438,512,000